

## 平成17・18年度工事競争参加者資格審査の申請受付について（公告）

平成17・18年度において、当機構が発注する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事及びこれらに付帯する工事並びに鉄骨及び鉄けた等の製作をいう。以下同じ。）の契約に係る一般競争及び指名競争に参加する者（以下「競争参加者」という。）に必要な資格を定めましたので、建設工事等の競争に参加を希望する者は申請書類を提出してください。

平成16年10月1日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部

### 1 申請方法

#### (1) 定期の申請方法

当機構では、資格審査の実施に当たり、申請者の負担の軽減、事務の合理化等を図るため、従来の文書持参方式及び文書郵送方式に加え、国等の24機関が参加するインターネット方式による申請受付を行っています。

このインターネット方式により、国等の24機関に、申請書類を電子的に一括申請することが可能となります。

ただし、インターネット方式以外の場合（文書持参方式又は文書郵送方式の場合）は、最寄りの支社等において申請する必要がありますので注意してください。

インターネット方式で申請するためには、インターネットへの接続環境を申請者において用意していただく必要がありますが、これらは全て一般的なものを使用できます。また、特にこのために必要となる入力プログラムについては、インターネット上で無料でダウンロードできます。

インターネット方式による申請は、平成16年11月1日から平成16年11月30日までに、4に掲げるアドレスにアクセスし、パスワードの請求手続きを行い、入手したパスワードを用いて平成16年11月1日から平成17年1月14日までに入力プログラムをダウンロードし、平成16年12月1日から平成17年1月14日までの間に、申請用データを作成のうえ送信願います。

なお、申請は、インターネット方式又は文書持参方式若しくは文書郵送方式のいずれかの方式により行い、二重申請のないよう注意してください。

#### (2) 随時の申請方法

平成17年4月1日からは、本社を除く全ての支社等（5(3)参照）において、全ての業種について随時に競争参加資格審査を実施します。

随時の競争参加資格審査においては、文書持参又は文書郵送による申請のみ受け付けますが、定期の競争参加資格審査とは異なり、複数の支社等分の一括申請はできません。複数の支社等への競争参加資格審査を希望する場合には、それぞれの支社等に持参又は郵送願います。

### 2 資格確認を行う工事種類及び施行地域

(1) 工事種類と対応する建設工事（許可）の種類

工 事 種 類	建設工事（許可）の種類
土 木	土木一式工事（土） とび・土工・コンクリート工事（と）
建 築	建築一式工事（建） とび・土工・コンクリート工事（と）
鉄 骨 鉄 け た	鋼構造物工事（鋼） とび・土工・コンクリート工事（と）
軌 道 （ 軌 道 ）	土木一式工事（土）
軌道（レール溶接他）	土木一式工事（土） 鋼構造物工事（鋼） 鉄筋工事（筋） 機械器具設置工事（機）
フレストレストコンクリート	土木一式工事（土） とび・土工・コンクリート工事（と）
電 力 機 器	電気工事（電）
電 力 線 路	電気工事（電）
情 報 制 御 設 備	電気工事（電） 電気通信工事（通） 消防施設工事（消）
管	管工事（管） 水道施設工事（水） 機械器具設置工事（機） 熱絶縁工事（絶）
機 械	機械器具設置工事（機） 消防施設工事（消） 清掃施設工事（清）
塗 装	塗装工事（塗）
建 築 付 帯	建築一式工事（建） 内装仕上工事（内） 建具工事（具） ガラス工事（ガ） 屋根工事（屋） 板金工事（板）
ほ 装	ほ装工事（ほ）
さ く 井	さく井工事（井）

（注）表の右欄に二以上の業種が示されている場合は、いずれか一業種について建設業の許可を受けていることが必要です。

(2) 施行地域

支 社 長 等	施 行 地 域 区 分	
	施 行 地 域	関 係 都 道 府 県
盛 岡 支 社 長	盛 岡 支 社 管 内	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
東 京 支 社 長	東 京 支 社 管 内	（ 関 東 ） 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、山梨、静岡
		（ 信 越 ） 新潟、長野
関 東 支 社 長	関 東 支 社 管 内	（ 関 東 ） 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、山梨、静岡
		（ 信 越 ） 新潟、長野

大阪支社長	大阪支社管内	(中部)	岐阜、愛知、三重
		(北陸)	富山、石川、福井
		(近畿)	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
		(中国)	鳥取、岡山、島根、広島、山口
		(四国)	徳島、香川、愛媛、高知
		(九州)	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
		(沖縄)	沖縄
札幌工事事務所長	札幌工事事務所管内	北海道	
北陸新幹線建設局長	北陸新幹線建設局管内	(関東)	群馬、埼玉、東京
		(信越)	新潟、長野
北陸新幹線第二建設局長	北陸新幹線第二建設局管内	新潟、富山、石川、福井	
九州新幹線建設局長	九州新幹線建設局管内	福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島	
名古屋建設局長	名古屋建設局管内	愛知、三重	

(2) 施行地域

支社長等	施行地域区分		
	施行地域	関係都道府県	
盛岡支社長	盛岡支社管内	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	
東京支社長	東京支社管内	(関東)	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡
		(信越)	新潟、長野
関東支社長	関東支社管内	(関東)	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡
		(信越)	新潟、長野
大阪支社長	大阪支	(中部)	岐阜、愛知、三重
		(北陸)	富山、石川、福井
		(近畿)	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

	社 管 内	( 中 国 )	鳥取、岡山、島根、広島、山口
		( 四 国 )	徳島、香川、愛媛、高知
		( 九 州 )	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、 鹿児島
		( 沖 縄 )	沖縄
札幌工事事務所長	札幌工事事務所管内		北海道
北陸新幹線建設局長	建 設 局 管 内	( 関 東 )	群馬、埼玉、東京
		( 信 越 )	新潟、長野
北陸新幹線 第二建設局長	北陸新幹線 第二建設局管内		新潟、富山、石川、福井
九州新幹線建設局長	九州新幹線 建設局管内		福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島
名古屋建設局長	名古屋建設局管内		愛知、三重

### 3 競争参加者の資格に係る基本となるべき事項

#### (1) 資 格

競争参加者に必要な資格は、次の各号の一に該当する者でないものとします。

- ア 契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。  
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではありません。）
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 次の(ア)から(ク)までに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者
  - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
    - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
    - (カ) 機構に提出した書類に虚偽の記載をした者
    - (キ) その他機構に著しい損害を与えた者
    - (ク) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、入札代理人として使用した者又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- エ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- オ 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)(添付書類を含む。以下「申請書類」という。)中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- カ 建設業法第3条に規定する許可及び経営事項審査を受けていない者
- キ 共同企業体で、その構成員にアからカまでに該当する者を含むもの

## (2) 資格審査

資格審査は、次の客観的事項及び主観的事項について、それぞれの算定した点数の合計点数(「総合点数」という。)によって行います。

### ア 客観的事項

- (ア) 年間平均完成工事高
- (イ) 自己資本額
- (ウ) 職員数
- (エ) 経営状況
- (オ) 技術職員数
- (カ) その他審査項目(社会性等)

### イ 主観的事項

- (ア) 年間平均鉄道完成工事高
- (イ) 工事成績

## 4 インターネットによる申請

インターネットによる申請を行う場合には、国土交通省インターネット受付申請案内に関するホームページ(<https://www.pqr.mlit.go.jp>)を参照してください。ただし、次のアからキまでの各号の一に掲げる申請を行おうとする者については、インターネットによる申請はできませんので、持参又は郵送による申請を行ってください。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合

イ 競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の申請日が平成16年3月1日以降のもので、当該経営事項審査において総合評定値(P)を申請していない場合

ウ 経常建設共同企業体(大手経常建設共同企業体を含む。)で申請する場合

エ 事業協同組合で特例計算を希望する場合

オ 協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合

カ 合併会社等で、新たに申請を行う場合(合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。)

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合

ク 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合

ケ グループ経審・持株会社経審を受けている場合

5 持参又は郵送による申請

持参又は郵送による申請を行う場合には、以下の(1)から(5)までに基づき申請を行ってください。

(1) 定期審査における書類の受付期間

申請方法によって受付期間が異なりますので、ご注意ください。

持参による申請：平成16年12月1日から12月20日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

郵送による申請：平成16年12月1日から12月10日（当日消印有効）まで

（参考）インターネットによる申請：平成16年12月1日から平成17年1月14日まで

(2) 随時審査における書類の受付期間

(3)に掲げる地方機関において、平成17年4月1日以降、持参又は郵送による申請のみ受け付けます。受付は、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く日の午前10時から正午までと午後1時から午後4時までとします。

(3) 申請書類の提出場所

定期審査の場合は、申請書類を次に掲げる最寄りの支社等へ持参又は郵送してください。また、随時審査の場合は、申請書類を希望するそれぞれの支社等へ持参又は郵送してください。

支社等	担当課	住 所	電 話
盛岡支社	契約課	〒020-0034 盛岡市盛岡駅前通1-4-1 (JR盛岡支社ビル)	019(626)9621
東京支社	契約課	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-11-1 (メトロポリタンプラザビル)	03(5954)5215
関東支社	契約課	〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 (住友不動産上野ビル5号館)	03(3845)7055
大阪支社	総務課	〒531-0071 大阪市北区中津1-6-24 (世界長ビル)	06(6374)7954
札幌 工事事務所	総務課	〒060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目 (伊藤ビル)	011(231)3456
北陸新幹線 建設局	契約課	〒380-0935 長野市大字中御所字岡田45-1 (山王ビル)	026(223)9647
北陸新幹線 第二建設局	契約課	〒930-0856 富山市牛島新町5-5 (インテック明治生命ビル)	076(433)8954
九州新幹線 建設局	契約課	〒812-8622 福岡市博多区祇園町2-1 (博多祇園21ビル)	092(283)9604
名古屋建設局	総務課	〒460-0008 名古屋市中区栄1-6-14 (御園座会館)	052(231)4832

#### (4) 申請書類及び提出方法

申請書類は、次のアからケまでに掲げる書類（競争契約参加資格審査手続の簡素化に関する申合せによる統一様式）です。

- ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式 1 - 1、1 - 2）
- イ 営業所一覧表（様式 2）
- ウ 共同企業体協定書の写し
- エ 業態調書（選択様式 1）
- オ 総合評定値通知書等の写し
- カ 共同企業体等調書（選択様式 2 - 1、2 - 2）
- キ 納税証明書の写し
- ク 工事分割内訳表（選択様式 3）
- ケ 代理申請に係る委任状（選択様式 4）

（注） ウは、申請者が経常共同企業体の場合のみ提出してください。

カは、経常共同企業体の申請を行う者及び事業協同組合として協同で事業を行い、かつ経済産業局長が発行する官公需適格組合証明書の交付を受けた者で、事業協同組合の審査の特例を希望する者のみ提出してください。

申請書類は、アからケまでを番号順に並べた上で、1冊のファイル（A4判）に綴じ込んで申請を希望する最寄りの支社等へ提出してください。

提出する申請書類には必ず返信用封筒（長3号）を添付してください。この封筒は、資格確認書を送付するために使用しますので、封筒には申請者の住所及び商号又は名称を記入し、80円分の切手を貼付してください。この際、2以上の支社等に競争参加を希望される方は、申請を希望する支社等の数の封筒（全ての封筒に申請者の住所及び商号又は名称を記入し、80円切手を貼付すること）を用意してください。

#### (5) 郵送受付を行うに当たっての注意事項

郵送による受付を希望する場合には、申請書類を同封した封筒の表に「工事資格確認申請書在中」と朱書のうえ、(3)に記載されたいずれかの支社等へ郵送してください。なお、書類の郵送は郵便書留にて行ってください。

申請書の記載事項に不備があった場合には、書類を返却の上、修正をお願いすることがあります。この場合、平成16年12月20日までに持参にて修正をしていただかないと、定期による申請受付は認められません。時間に十分な余裕を持って申請願います。

#### 6 申請書類等の作成に用いる言語等

- (1) 申請書及び添付書類は、日本語で作成してください。この際、漢字はJIS第2水準のものを使用し、該当する漢字がない場合には、当該漢字の部分をカタカナで記入してください。JIS第2水準の範囲外の漢字を申請書に記入された場合でも、申請書は受理しますが、発行される資格確認書における当該漢字は、JIS第2水準の漢字に変換したもの若しくはカタカナに変換した形で発行される場合があります。

- (2) 申請書及び添付書類中の金額については、外国貨幣額にあつては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載してください。

## 7 更生手続開始決定者等の取扱い

建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があると認定を受けた後、会社更生法に基づく更生手続開始決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者は、各支社等の長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請を行ってください。

なお、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が認定されませんのでご注意ください。

## 8 経常建設共同企業体の申請

経常建設共同企業体の資格に係る基本となるべき事項は、以下のとおりです。申請に当たっては、前記1から3まで及び5から7までのほか、次の点に留意して申請書類を提出してください。

### (1) 資格

経常建設共同企業体の構成員のうちに、3(1)アからカまでに該当する者を含むときは、競争参加資格審査申請書を提出することはできません。

### (2) 構成員の数等

ア 構成員の数が、2者又は3者であること。

イ 資本の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社若しくは個人であること。

ウ 等級区分を設けている工事種類にあつては、同一の等級又は直近の等級に認定された有資格者又はこれと同等と認められる者の組合せであること。

エ 希望する工事種類に対応する建設業法の許可業種について、許可を有しての営業年数が原則として3年以上あること。

## 9 大手企業連携型建設共同企業体の申請

大手企業連携型建設共同企業体の基本となるべき事項は、以下のとおりです。申請に当たっては、次の点に留意して申請書類を提出してください。

### (1) 資格

経常建設共同企業体の構成員のうちに、3(1)アからカまでに該当する者を含むときは、資格審査申請書を提出することはできません。

### (2) 構成員の数等

ア 構成員の数が、2者又は3者であること。

イ 資本の額若しくは出資の総額が20億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が1,500人を超える会社であること。

#### 10 官公需的確組合の審査の特例を希望する者に係る競争参加資格審査

事業協同組合が経済産業局長から官公需適格組合の証明を受けている場合には、当該組合の希望工事種類別に当該組合が指定した者（以下「審査対象者」という。）を対象に競争参加資格審査を申請することができます。審査対象者の数は10者までとしますが、審査対象者の指定にあたっては、次の要件を満たす者の中から適切な者の指定を行ってください。

- (1) 当該組合の組合員
- (2) 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人
- (3) 3(1)アからカまでのいずれにも該当しない者

#### 11 合併により新たに設立された会社等の競争参加資格審査

合併により新たに設立された会社等の競争参加資格審査の取扱いの対象となる会社は、申請者が合併新設会社（合併により新たに会社が設立された場合における新設会社）又は合併存続会社（合併によりその一方が存続した場合における存続会社）で、合併から経営事項審査の基準日までの期間が5年未満の場合（ただし、合併前の合併当事会社が同一の等級若しくは直近の等級に認定されている場合又はこれと同等と認められる場合に限る。）とします。

#### 12 グループ経審の結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱いを希望する者に係る競争参加資格審査の取扱い

##### (1) 対象となる会社等

「国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」（平成13年6月13日国総建発第172号）記2.(2)の代表建設業者に限るものとします。

##### (2) 主観点数の取扱い

主観点数については、グループ経審による企業集団に属する全企業を一つの企業とみなした場合の対象工事をもって算定します。

#### 13 持株会社化経審の結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱いを希望する者に係る競争参加資格審査

対象となる会社等は、「持株会社の子会社に係る経営事項審査の取扱いについて」（平成14年3月29日国総建発第78号の4）記4による持株会社化経審を受けた建設業者に限るものとします。

#### 14 資格審査結果の通知及び有効期間

資格審査の結果、競争参加資格があると認定された場合には、申請の希望があった支社等より「工事競争参加資格確認書」（以下「確認書」という。）を送付します。確認書の有効期間は、確認書の交付日から次回の定期的競争参加資格確認書交付の日の前日までとします。

#### 15 申請書類及び手引書の販売箇所

- (1) インターネット一元受付に係る作成の手引の販売箇所

インターネット一元受付に係る作成の手引は、平成16年10月1日以降、[別紙 1](#) の箇所で販売しています。

(2) 文書受付に係る申請書・手引書の販売箇所

文書受付に係る申請書類及び手引書は、平成16年11月 1 日以降、[別紙 2](#) の箇所で販売します。

16 その他

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業本部が発注する工事に係る資格確認申請の受付については、鉄道建設本部と別に行っておりますので、国鉄清算事業本部公開ホームページを参照して下さい。